

大分県は新規就農を全力でサポート!

おんせん県おおいたで 農業にとっぷり 浸かってみませんか?

あなたが始めたい
農業にあった
プランをご提案!

就農に必要な
技術や知識を習得できる
研修制度が充実!

経営感覚と実践力を持つ
経営体への
成長を後押し!

P1 大分県の就農支援について

P8 親元就農 親の農業経営を継承(自らが経営者)
親の農業経営に従事

P5 自営就農 新たに農業経営を開始(自らが経営者)

P9 雇用就農 農業法人等で働きたい



おんせん県おおいた

大分県の就農支援

近年、大分県では毎年200人以上の方が様々な形で新たに農業に携わっています。大分県は、貴方が始めたい農業を全力でサポートします。



大分県の概要

大分県は、九州の北東部に位置し、北側と東側が海に面しています。全部で18の市町村があります。(14市3町1村)



✈ 飛行機 (大分空港まで)

羽田空港から約1時間30分

成田空港から約1時間55分 ※LCCが運航

福岡空港・北九州空港・熊本空港が便利な地域も

🚆 JR (大分駅まで)

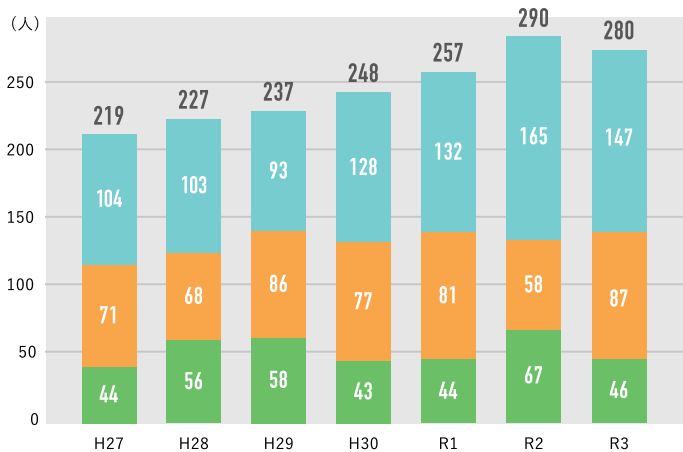
東京駅から最速約6時間20分

大阪や神戸からはフェリーも運航!

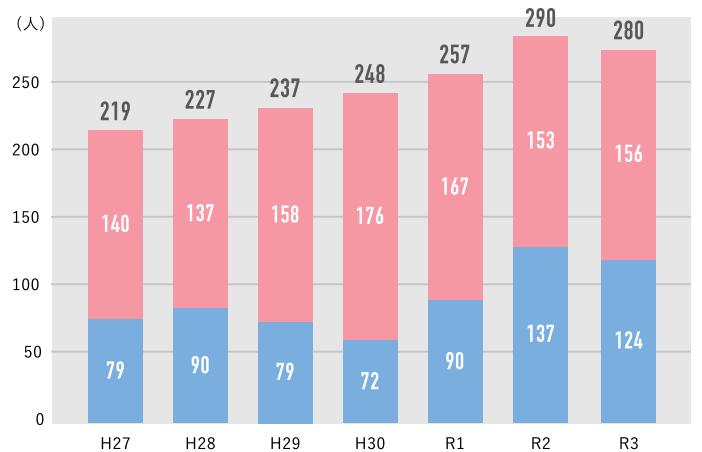


大分県の新規就農者

新規就農者数の推移



自営・雇用の別



新規就農者の内訳(令和3年度)

新規就農者**280人**(内:県外からのUIJターン者78人)

自営就農者156人

- 野菜 90人(ピーマン29、いちご15、白ねぎ7、こねぎ4、かんしょ6など)
- 米麦 15人 ● 果樹 14人(なし2、みかん3、キウイ4、ぶどう1など)
- 畜産 17人 ● 花き特用 17人 ● その他 3人



雇用就農者124人

- 法人経営体 108人(企業参入関係68、その他経営体40)
- 個人経営体 16人

大分県が主催・参加する主な相談会

情報収集の第一歩は、各種相談会に参加することです。

大分県では就農関係の相談会を県内外で開催するとともに、移住相談会や就職相談会等にも参加して、仕事としての農業の説明や個別相談に対応しています。



就農・就業関係相談会スケジュール

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
就農・就業応援フェア(福岡) 農業法人等合同就職相談会	就農・就業応援フェア(東京、大分、大阪) 女性就農セミナー	就農・就業応援フェア(東京) 女性就農セミナー 農林水産業体験ツアー	就農・就業応援フェア(大阪、福岡) 農業法人等合同就職相談会

※移住関係(主催分)については、東京・大阪・福岡で毎月開催しています。

大分県の農業現場を廻るツアーも実施しています！各種情報は以下のサイトをチェック！

就農関係

大分県新規就業・経営体支援課サイト

大分県内外で開催される就農相談会等、イベントの情報や研修及び支援制度等について掲載しています。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/>



農地

eMAFF農地ナビ

市町村および農業委員会が整備している農地情報をインターネット上でご確認いただけます。

<https://map.maff.go.jp>



移住関係

おおいた暮らし(移住・交流ポータル)

大分県への移住を検討している方に、転職や住宅などの情報を掲載しています。

<https://www.iju-oita.jp>



大分県農林水産業への就業

農林水産業の就農・就業に関する情報や、県内で働いている就業者の皆さんの生の声、イベントのお知らせなど、就業を検討している皆さんが知りたいと思うさまざまな情報を随時追加しています。



☑ イベント情報

県内外の就業や移住の相談会等、イベント情報を掲載しています。

☑ 就業者紹介

農業をはじめのきっかけ、最初に相談した所、将来の夢等、働いている方のリアルな声を掲載しています。

☑ 研修・支援制度

スムーズな就業に繋げるための研修支援制度を掲載しています。

おおいたで働こう(農林水産業就業支援ポータル)

<https://nourinsui-start.oita.jp>



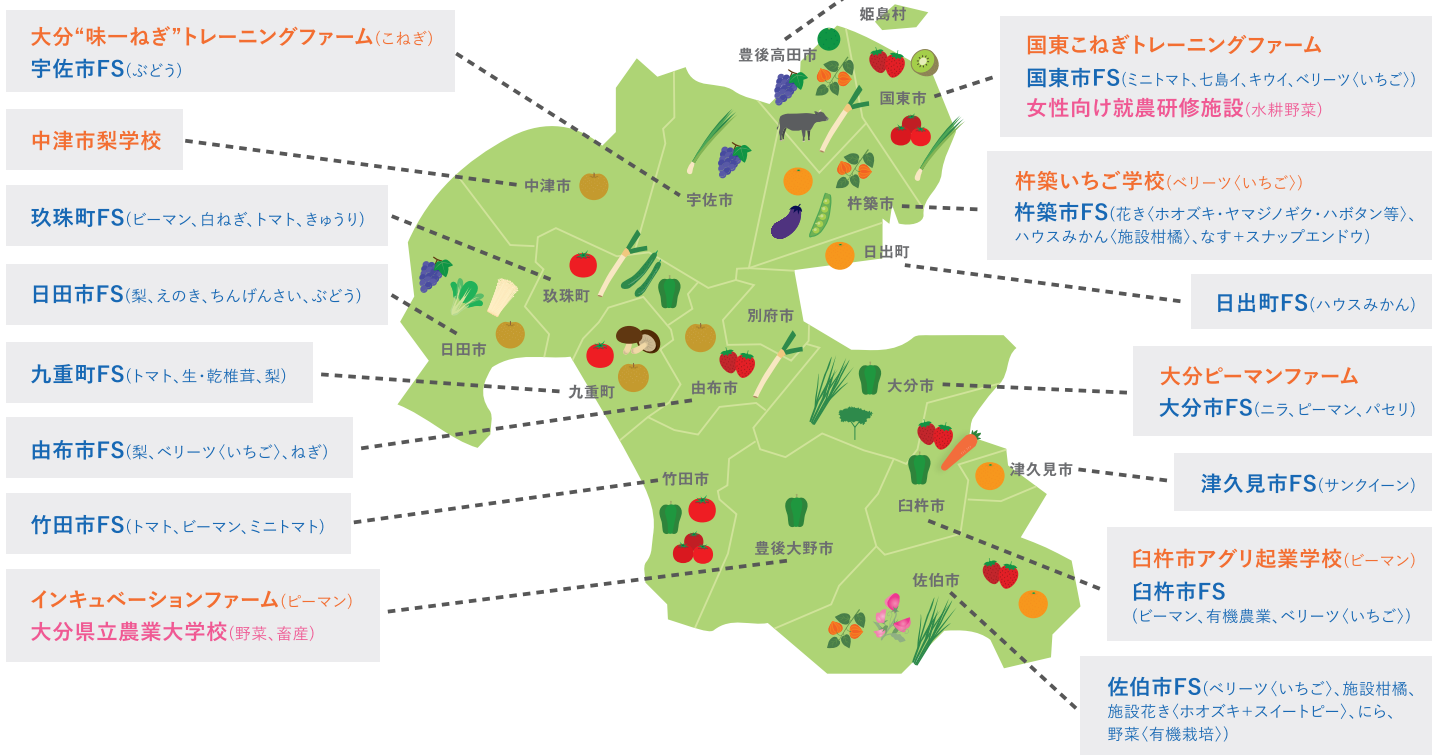
おおいたで働こう公式Facebook

<https://www.facebook.com/oita.hataraku/>



就農学校・ファーマーズスクールの設置状況

令和4年4月1日時点 ■就農学校 ■ファーマーズスクール(FS) ■その他研修施設



就農準備研修 (大分県立農業大学校)

大分県立農業大学校では、県内での自営就農や農業法人等への雇用就農を希望する方を対象に、野菜の栽培・管理や農業機械、経営管理等の技術、知識を習得できる研修を実施しています。どの品目が良いか分からない場合は、この研修で経験を積み、より専門的な研修へステップアップすることをお勧めします。

※研修に関するお問い合わせは、大分県立農業大学校研修部までお願いします(連絡先は裏表紙にあります)



募集スケジュール

コース名	研修期間	募集期間	定員	研修実費
野菜(長期)	11か月間(4月上旬~3月上旬)	1月中旬~2月中旬	職業訓練 15人・一般 5人	44,000円
野菜(中期)	8か月間(7月上旬~3月上旬)	4月中旬~5月中旬	職業訓練 5人	32,000円
畜産	11か月間(4月上旬~3月上旬)	1月中旬~2月中旬	一般 5人	11,000円

就農学校・ファーマーズスクール

自ら農業を始めた方は「農業技術の習得」、「農地・住宅の取得」、「資金の確保」を苦労した点として挙げています。大分県は、これらの苦労を解消するため、農業経験がない人でも就農するために必要な技術や知識が身につけられる研修制度を設けてサポートしています。



農業技術

就農地(適地適作)でしっかり研修



農地・住宅

就農する市町・JA等がお世話



資金

研修中・就農後に
農業次世代人材投資資金等で後押し

就農学校 (JA・農業公社・市町)

研修専用施設において、技術習得のための実習および座学、
学んだことを自らが管理する圃場(農地)で実践する模擬経営を行います。



場所	研修専用施設
品目	県の推進品目 ベリーツ(いちご)、ピーマン、こねぎ、 白ねぎ、梨
期間	1～2年間
内容	実習・座学・模擬経営

POINT!

地域の関係機関が密接に連携して運営していますので、市町が担当している空き家探し(空き家バンク)や農地探しに関する取り組みとの連携もスムーズです。
就農先は原則、研修を受けた市町となりますので、研修中から培った人間関係がきつと役立ちます。

ファーマーズスクール(市町)

就農コーチである農家の圃場において、技術習得のための実習および座学、
学んだことを自らが管理する圃場(農地)で実践する模擬経営を行います。



場所	農家(就農コーチ)の圃場
品目	県や市町の推進品目 ベリーツ(いちご)、ピーマン、にら、え のき茸、露地野菜、柑橘類、花き、白 ねぎ、ぶどう、肉用牛、梨、なす、トマ ト、きゅうり等
期間	1～2年間
内容	実習・座学・模擬経営

POINT!

市町が運営していますので、空き家探し(空き家バンク)や農地探しもスムーズに行えます。就農先は研修を受けた市町となりますので、研修中から培った人間関係がきつと役立ちます。

ウーマンメイク・アグリカレッジ 水耕栽培を学び、起業・就農を目指しませんか？

定員 3人 研修期間 2年間 場所 ウーマンメイク圃場 品目 水耕葉物(レタス、ほうれんそう)

農業法人で学べる!

学校や試験農場ではなく
実際の現場で
技術を身に付けられる

水耕栽培を学べる!

最新の環境設備が整備された
ハウスで、生産・販売・営業
全てに挑戦できる

目指す農業の カタチを支援!

企業や経営者を目指すコース
雇用就農を目指すコース

お申込みはこちら

ウーマンメイク株式会社(国東市安岐町)

☎ 0978-67-3007

✉ info@womanmake.net

🌐 <https://womanmake.net>



公式HP



自営就農 新たに農業を始める、親とは違う分野で農業を始める

新規就農者育成総合対策

新規就農者育成総合対策には、「就農準備資金」と「経営開始資金」の2つがあります。

「就農準備資金」は、農業大学校や就農学校・ファーマーズスクールなど県が認定した研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた認定新規就農者に対し、経営開始1～3年目に年間150万円を交付します。

※交付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

新規就農者育成総合対策就農準備資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付

1) 就農予定時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2) 独立・自営就農※1または雇用就農または親元での就農※2を目指すこと

※1 独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることまたは、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

※2 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか、農業法人の共同経営者になる、または、独立・自営就農すること。

3) 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと

4) 常勤の雇用契約を締結していないこと

5) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること

6) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

7) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

✓ 交付対象の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

⚠ 返還について

1. 適切な研修を行っていない場合

交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合

2. 研修終了後※1年以内に50歳未満で就農しなかった場合

※就農準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則4年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修後

3. 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合

4. 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合

5. 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合、または、独立・自営就農しなかった場合



新規就農者育成総合対策経営開始資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付

- 1) 独立・自営就農時年齢が50歳以下の認定新規就農者※で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- 2) 独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する
※親元に就農する場合でも、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- 3) 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業〈農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等〉も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること
- 5) 人・農地プランへの位置づけ
市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)、または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6) 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- 7) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として雇用就農資金、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

✔ 交付対象の特例

1. 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
2. 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する
3. 令和2年度以前に独立・自営就農した者についても対象となるが、交付は就農後3年度目までとする

⚠ 交付停止について

1. 原則、前年の世帯所得が600万円(次世代資金含む)を超えた場合
2. 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合。

⚠ 返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

経営発展支援事業

経営発展支援事業では、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた認定新規就農者または継承する経営に従事してから5年以内に継承する者に対して、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入の支援をします。

- 1) 補助率 国1/2、県1/4、本人 1/4
- 2) 支援額 補助対象事業費上限1,000万円(経営開始資金の交付対象者は補助対象事業費上限500万円)
- 3) 主な要件
 - ① 独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意志を有していること
 - ② 令和4年度中に独立・自営就農すること
 - ③ 認定新規就農者であること
 - ④ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承する者
 - ⑤ 人・農地プランに位置づけられている、若しくは位置づけられていることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - ⑥ 雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと
 - ⑦ 本人負担分について、融資を受けていること

※取組に応じた事業採択方式となっており、希望した人全員が支援を受けられるものではありません。

上記以外に大分県では就農初期の方を対象に、所得補填や妊娠・出産時のサポートなどの支援を行なっています。

女性のための就農支援

大分県では、「農業」が多様化する女性の働き方に柔軟に応えることができると考えており、農業現場で活躍できる新規就農者を確保するため、女性農業者に関する情報発信や女性が農業に触れる機会を提供しています。

活躍する農業女性の情報発信

- 女性向け情報誌、SNS等でのPR
- 女性就農希望者向け冊子作成

農業・農村の理解促進

- 就農セミナー
- バスツアー・インターンシップ等



▲ 女性が代表をつとめる法人などの視察を行う、女性就農バスツアーの様子

女性新規就農者数の推移(人)

年度	自営就農	雇用就農	合計
H29	33	21	54
H30	44	17	61
R1	48	21	69
R2	46	29	75
R3	47	31	78

女性就農者の紹介

- 大分市 なら農家

▶ <https://youtu.be/QE5f9zHmc7M>



- 由布市 いちご農家

▶ <https://youtu.be/2CkNBmfLwjg>



中高年のための就農支援

大分県では、県外から移住就農を希望する中高年の方に対し、就農前の農業技術や知識を習得するための研修を後押しする、移住者限定の**大分県中高年移住就農給付金**を準備しています。

大分県中高年移住就農給付金

1) 対象者

- ・ 県外から大分県に移住し就農予定の方
- ・ 研修終了後の就農予定時に50歳以上55歳未満で、独立自営就農を目指す方

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円/年、最長2年間**(研修期間中に限る)

3) 給付要件

- ・ 大分県認定研修機関で研修を受けること(P4 就農学校・ファーマーズスクール参照)
- ・ 研修期間が1年以上で、かつ年間研修時間が1,200時間以上であること
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと
- ・ 研修終了後1年以内に、独立・自営就農(各種要件あり)をすること
- ・ 研修終了後1年以内に、市町村長が認める認定新規就農者となること
かつ人・農地プランの中心経営体と位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・ 大分県内へ住民票を移してから概ね1年以内の者であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります。

親元就農 農家子弟のための就農支援

大分県では、自営就農者の約半数を農家子弟が占めており、重要な担い手と位置付けています。農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時50歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する大分県親元就農給付金制度を設けています。

親元就農者とは？

3親等以内の者※が経営主である経営体において、専ら農業に従事する方です。

※3親等以内の者:父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば等の親族

どんな種類があるの？

準備型(就農前)

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する親元就農予定者を支援。

開始型(就農後)

経営を発展するため、親元就農後、農業に専念する者を支援。

自営就農に占める農家子弟の推移(人)

年度	自営就農	うち農家子弟
H29	158	87
H30	176	82
R1	167	79
R2	153	61
R3	156	63

大分県親元就農給付金

準備型(就農前)

1) 対象者

- ・親元就農予定時の年齢が、原則55歳未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大150万円/年、最長1年間
- ※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・大分県立農業大学校農学部2年生又は研修部生(長期コースのみ)であること
- ※ただし、研修部の職業訓練生は除きます。
- ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること
- ・研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、かつ就農予定地域の人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられること等
- ※別途、給付の停止及び返還要件があります。

開始型(就農後)

1) 対象者

- ・親元就農時の年齢が、原則55歳未満で、就農後、1年未満の者
- ・就農について強い意欲を有している者
- ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大100万円/年、最長2年間
- ※ただし、準備型給付期間を含みます。
※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・家族経営協定を締結していること
- ・人、農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること
- ・家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し市町村長に認められること
- ・家族経営協定に記載されている者の所得が、3年平均で1人あたり400万円以下であること
- ※別途、給付の停止及び返還要件があります。

雇用就農 農業法人に就農する

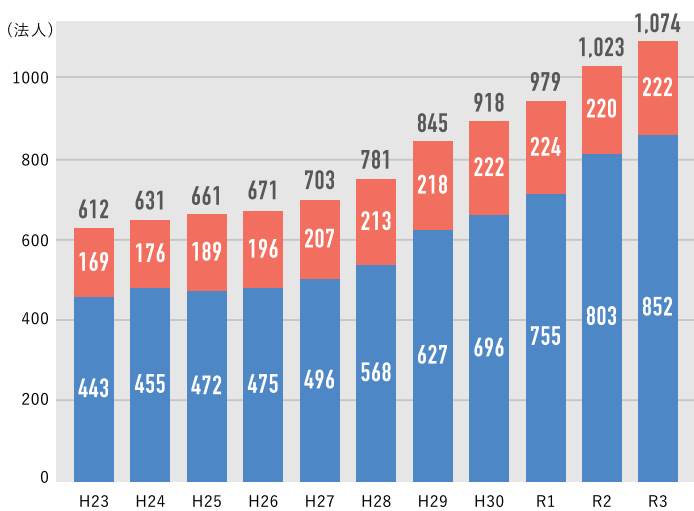
大分県内の農業法人数は、令和3年度末現在1,023法人で、年々増加しています。大分県は、特に農業への企業参入を進めており、平成19年から法人338社(県内企業227社、県外企業111社)が農業参入しました。

新規就農者のうち、毎年約4割が農業法人に就職しており、農業法人への就職というスタイルは、ここ数年定着し、農業法人にとって経営を支える人材として欠かせない存在となっています。

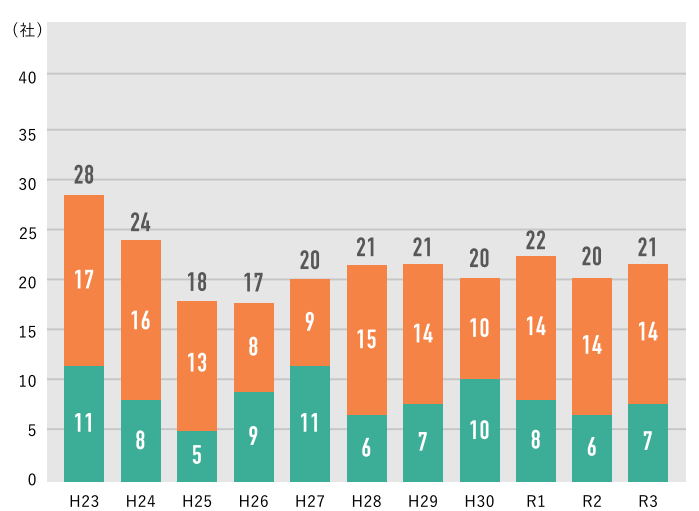
農業法人では就業規則が整備され、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整っています。ただし、給与水準が他の業種と比較して高くないところが多いのが現状です。

農業法人への就職を希望される方は、公共職業安定所(ハローワーク)や、無料職業紹介所である大分県農業農村振興公社へお気軽にお問い合わせください。

農業法人数の推移



農業への企業参入実績



参入企業が取り組んでいる農産物(社:延べ数)

露地野菜 109	しいたけ 46	花き 11
施設野菜 101	米麦等作業受託 42	茶 7
果樹 55	畜産 36	その他 18

農業法人就職までの流れ ※無料職業紹介所(大分県農業農村振興公社)の場合

STEP1	求職申込書提出	「求職票」に希望する仕事(作目など)や雇用に関する事などを記入します。相談員に希望など明確に伝えてください。
STEP2	求人票の閲覧	農業法人や農家からの求人情報を閲覧することができます。
STEP3	紹介	閲覧した情報から希望する仕事があれば紹介をします。
STEP4	面接	双方が理解をするための面接を行います。雇用条件等の不明な点を確認しましょう。

採用! 働きやすい職場をお互いに協力しながら作っていきましょう!

その他



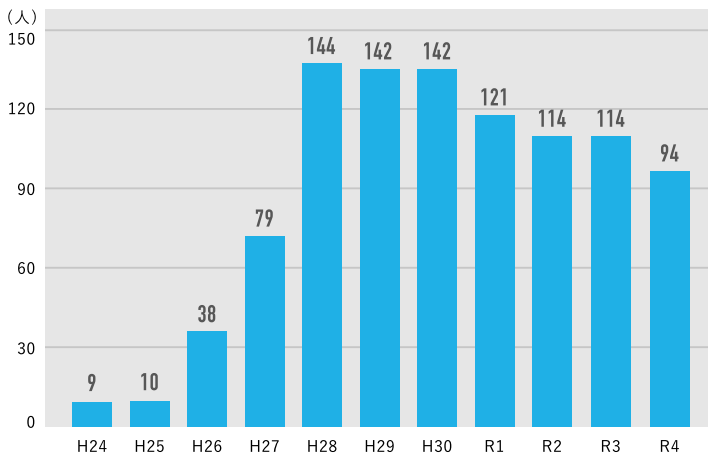
地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは、都市から田舎に一定期間生活の拠点を移し、「地域協力活動」を行いながら、地域への定住・定着を図る制度で、大分県では、これまで402人を受け入れています(R4年4月1日現在94人が活動中)。

年代も10～30代が半数以上を占め、農業振興だけでなく、観光振興や集落支援など様々な活動を行っています。

任期終了後に大分県で就農した方もおり、農業を始める一つの方法として注目されています。

地域おこし協力隊員数の推移 (各年4月1日付け在籍者)



隊員の主な担当業務

- 観光振興 ● 集落支援 ● スポーツ・芸術文化振興
- まちづくり支援 ● 移住・定住支援
- 農林水産業関連業務 **16人** (全体の17%)
 - 農 業 (作業支援、有機農業推進等)
 - 畜 産 (作業支援等)
 - 水 産 (養殖作業支援等)
 - その他 (農泊、食育等)

肉用牛ヘルパー

肉用牛ヘルパーとは、これまで年中無休であった畜産農家の方々に定休日を設ける取り組みとして、「定休型肉用牛ヘルパー」が現在6組織設立されています。

ヘルパーの仕事としては、各地域内の牧場をまわって、畜産農家の代わりに母牛や子牛の世話、牛舎清掃等があります。

また、原則として、毎週1日以上は休日があり、傷害保険への加入については、掛金を組合が負担します。農家からの感謝をいただきながら、たくさんの牛たちと触れ合うことができ、いろんな経験を積むことができることもこの仕事の特徴となります。

近年では、ヘルパーを数年経験したのちに新規就農する方が増えており、県としても新たな就農への道として支援していきます。

※募集状況は時期によって変化します。詳細は大分県畜産技術室までお問い合わせください (☎097-506-3682)

大分県内の肉用牛ヘルパー組合一覧

組合名	地 域	組合員数	ヘルパー人数	給料(農家規模で設定)	保険等(組合負担)
久住地域肉用牛ヘルパー組合	竹田市内	67戸	8人	小 6,750円/日～ 大 9,000円/日	労災保険
大分由布畜産サポート組合	由布市内	8戸	1人	8,640円/日	傷害保険
日田地域畜産ヘルパー組合	日田市内	10戸	2人	小 7,560円/日～ 大 10,800円/日	傷害保険
玖珠九重肉用牛ヘルパー組合	玖珠町・九重町 (飯田除く)	30戸	2人	小 7,560円/日～ 大 10,800円/日	労災保険、雇用保険
佐伯市肉用牛定休型ヘルパー組合	佐伯市内	6戸	2人	小 6,000円/日～ 大 9,000円/日	傷害保険
豊後大野市肉用牛定休型ヘルパー組合	豊後大野市内	14戸	2人	小 6,000円/日～ 大 10,000円/日	傷害保険



大分県は新規就農者を応援します!

研修制度の紹介



大分県サイト

<https://www.pref.oita.jp/site/shunojoho/nogyokenshu.html>



農林水産業を応援



おおいたで働こう(農林水産業就業支援ポータル)

<https://nourinsui-start.oita.jp>



相談窓口一覧

就農全般	大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課	〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1(大分県庁舎本館9階) ☎ 097-506-3586 ✉ a15270@pref.oita.lg.jp □ https://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/
就農全般 (農業就職相談)	公益社団法人 大分県農業農村振興公社	〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2F ☎ 097-535-0400 ✉ ninaite-02@onk.oita.jp □ https://onk.oita.jp
就農準備研修	大分県立農業大学校 研修部	〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-1 ☎ 0974-22-7583 ✉ a15230@pref.oita.lg.jp □ https://www.pref.oita.jp/site/140/
移住全般	大分県企画振興部 おおいた創生推進課	〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1(大分県庁舎本館3階) ☎ 097-506-2038 □ https://www.iju-oita.jp ※お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

地域	市町村名	担当課等	住所	代表電話番号
東部	別府市	農林水産課	〒874-8511 別府市上野口町1-15	0977-21-1133(直)
	杵築市	農林水産課	〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1	0978-62-1809(直)
	国東市	農政課	〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地	0978-72-1111
	日出町	農林水産課	〒879-1592 速見郡日出町2974-1	0977-73-3127(直)
	姫島村	企画振興課	〒872-1501 東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2282
中部	大分市	農政課	〒870-8504 大分市荷揚町2-31	097-534-6111
	臼杵市	農林振興課	〒875-0292 臼杵市野津町大字野津市326-1野津庁舎	0974-32-2220
	津久見市	農林水産課	〒879-2435 津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
	由布市	農政課	〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地	097-582-1111
南部	佐伯市	農政課	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-3239
豊肥 (ほうひ)	豊後大野市	農業振興課	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
	竹田市	農政課	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地	0974-63-4805(直)
西部	日田市	農業振興課	〒877-8601 日田市田島2-6-1	0973-23-8211(直)
	九重町	農林課	〒879-4895 玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-3804(直)
	玖珠町	農林課	〒879-4492 玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-7164(直)
北部	中津市	農政振興課	〒871-8501 中津市豊田町14番地3	0979-62-9047
	豊後高田市	農業振興課	〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3	0978-25-6243(直)
	宇佐市	農政課	〒879-0492 宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8155